

理 由 書

尼崎市内の長期未着手の都市計画公園について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する長期に渡る権利制限の解消及び効率的な公園整備を進めていくため、必要性や代替性、現実性、地域固有の要素などを考慮し検証した結果、3.3.412号神崎公園の都市計画を以下のように変更する。

神崎公園は、昭和21年に都市計画決定された面積約1.0haの近隣公園であるが、周辺に街区公園が整備されたことで、当該公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。